

議 長 日程第14「議案第12号令和元年度松田町下水道事業特別会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第12号令和元年度松田町下水道事業特別会計補正予算（第2号）。

令和元年度松田町下水道事業特別会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,100万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億1,365万1,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年3月3日提出、松田町長 本山博幸。

よろしく願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

環境上下水道課長 それでは御説明させていただきます。今回の補正予算の趣旨でございますが、30年度決算におきまして、下水道事業特別会計の繰越金が、使用料の増加により1,509万2,000円に確定いたしました。よって12月議会で令和元年度の繰越金の予算を確定額と増額とする増税補正をお認めいただきました。この増額により下水道事業の一般財源が増加したことになりましたので、今回の補正は増加した1,100万円分の一般会計からの繰入金を減額するものでございます。

それでは8ページ、9ページをごらんください。繰入金、一般会計繰入金、目一般会計繰入金でございます。補正前の額1億3,005万、補正額1,100万円、計1億1,905万円でございます。

続きまして10ページをお開きください。歳出でございます。まず予備費でございますが、1,906万9,000円でございます。ここから1,100万円を減額いたしまして、公債費にございます財源内訳のですね、繰入金をですね、一般財源への財源補正をしたものでございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ござい

ませんか。

6 番 井 上 1点ですね、お伺いします。10ページでですね、公債費のほうについてですね、財源の補正をされたということで。この財源補正としては12月で繰越金の補正をされたことにより、一般財源、予備費の額がふえた。その部分をここで予備費のほうを減らしてですね、その分、繰入金も減額をしているという補正だと思いますが。本来、公債費の財源というのはですね、一般会計からの繰入金によるという形ですがですね、下水道会計の原則ではないかというふうに思います。なぜここでそういう原則からですね、違えて、予備費等の財源であった一般財源を公債費に繰り入れることにしたのか。そうしますと今後ですね、令和2年度以降、やはりそういうふうに財源として余る部分というのは、公債費を減額をするというふうに、そういった下水道会計の公債費における原則をですね、外してしまうのであればですね、それはここでやるのではなく、やはり当初予算なりの中で議会に投げるべきであるというふうに感じますが、いかがでしょうか。

環境上下水道課長 私どもの反省といたしまして、31年度ですね、当初予算の編成に当たりまして、繰越金をですね、いわゆるもう少しですね、当初1,200万円もの増額をするようなですね、当初のですね、予算設定をするのではなくですね、ある程度もう少し繰越金の額をですね、多めにみていけばですね、このような繰り越しには至らなかったというところが私どもの反省点であるところでございます。でございますので、今後につきましては収入のですね、見込みをしっかりと立てた中で予算編成をしてですね、ある意味大幅なですね、繰越金の増額の補正など今後ないような形でですね、予算執行に努めていきたいというふうに考えております。以上です。

6 番 井 上 繰越金の額がどうかではなく、公債費、下水道会計の公債費に充てる財源としては、一般会計からの繰入金を原則とする、その原則に対してどういうふうに考えるのかということがですね、質問の意味なんですよ。それに対しての今お答えではないと思いますので、再度お願いします。

環境上下水道課長 一般会計からの繰入金につきましては、基本公債費に充てるというのがいわゆる常道だというふうには理解はしておるところでございます。ただ、いわゆ

る使用料の増に伴って、自主財源が増加したというふうなところの中ですね、いわゆる繰入金に対するですね、一般会計からの繰入金を何らかの形で減額、少しでも減額したいというふうなある意味気持ちの中ですね、財源充当を変更したというふうなところでございますので、今後はちょっと原則も考えながらですね、財源補正のやり方についても検討していきたいというふうに考えております。以上です。

6 番 井 上 下水道使用料のことについては聞いてないんですよ。公債費の財源として一般会計の繰入金はですね、充てるというのは、やはり一般会計のほうで交付税制度における下水道の部分をですね、財源として見ることができるというところから、公債費の財源としては一般会計が、それに対しては一般会計から見れば繰り出しをしますよ。下水道はですね、その部分を受けますよと。下水道の使用料等というのは、そこはちょっと公営企業的な部分で、下水道の事業運営に対して本来使うべき話だと思いますし。私はそこはですね、下水道の使用料についてのことは聞いてないんですね。なぜここで町からの一般会計の繰入金をですね、公債費に充てる町からの繰入金を財源とする原則をですね、ここで外してしまったのか。その理由をお聞かせ願いたいということですので、再度お願いします。

環境上下水道課長 申しわけございません。少しちょっとお調べさせていただくお時間いただければと思います。

議 長 休憩してすぐわかりますか。時間的には。

5 番 田 代 今休憩という話あったんですけども、下水道に関しては副町長がね、詳しいんで、ちょっと私流に、前者とは違った角度で質問させていただきます。下水道の使用料、過去2回料金改定してると思います。そのときにいろいろ出た議論が、私はっきり記憶があるんですけども、下水道の整備した金額。それについては下水道の使用料でやりくりできないだろうということで、これについては一般会計から出していくんだよと、それが原則だよっていうのをね、2回議論してるんです。そのときには当然下水道も担当されてたんで、副町長、認識されてると思うんですけど。運営費については、それまで出してしまおうと、下水道の要するに公債費の額を、使用料とかそういったものについて出してし

まうと運営費がやっていけないと。それでなくても安めの下水道使用料でして  
るから、少しずつ上げていかなきゃいけないよと、そういう議論をした中で2  
度の改定が行われて収益が出るようになったと思います。でもそれでも正式に  
はまだ足りないんですよ、その料金の。それを今回公債費のほうに出しちゃ  
ったわけでしょう。ちょっと今までの流れとこれは違うんで、この辺に関して  
はやはり公債費はね、とても運営費から出していけない、使用料から出して  
いけない。こういった悪い前例をつくると、そういうことになってしまいますの  
で、その辺も含めてね、前者の質問とはちょっと違うかもしれませんが、  
副町長に回答をいただきたいと思います。よろしくお願いします。

副 町 長 過去のですね、料金の見直しというところの点についてですね、今、田代議員  
がおっしゃったとおりでございます。この公債費というところにつきましては  
ですね、当時、非常に大きな金額でございましたので、ここの部分につきまし  
てはですね、どうしても一般会計のお力を入れないとやっていけませんと。

当時ですね、雨の管と、要するに雨水管ですよ、雨水管と污水管という部分  
がございまして、雨水管についてはですね、この整備費については、これは一般  
会計で持ちなさいという法律上の、下水道法のほうでうたっておりますので、  
その分についてはですね、今後もですね、一般会計で面倒を見ていかなければ  
ならないというふうに考えております。污水管のほうにつきましてもですね、  
本来、使用料等々で資本費の回収等していかなければならないんですが、やは  
りそれは到底無理な会計運営ですので、当時からですね、一般会計のほうで繰  
り出しをさせていただいてですね、下水道のほうのから見ると、繰り入れをさ  
せていただいて返していったというのが当時の考えでございます。

今回ですね、確かに井上議員、また田代議員のおっしゃるとおりですね、この  
部分を返してしまうといったところがですね、確かに今までのやってきた考え  
方、ルールとしてはちょっと外れてしまったかなというところもございます。  
ちょっとこの辺につきましてはですね、私どももそのルールを守らなければい  
けない部分もございました、確かに。やはり一般会計とのバランスの中でです  
ね、この下水道会計の中に必要…必要なんですけどもね。バランスから考えて  
やはり、一旦は一般会計のほうにお返ししなければならない部分もあるだろう

というようなところから考えたんですが、ちょっとルールからはですね、外れてしまったというところについてはですね、私どものほうもちょっと反省をしなければならぬ部分かなというふうに思います。ただ、考え方としましてはですね、田代議員がおっしゃったように、公債費についてはもう一般会計の繰出金をそのまま充当していくというところについてはですね、再認識をさせていただくとともにですね、このルールというのとはですね、今後も守っていかねばならぬかなというふうに考えています。以上です。

5 番 田 代 議長に暫時休憩を要望します。

議 長 暫時休憩します。 (11時27分)

議 長 休憩を解いて再開いたします。 (11時50分)

副 町 長 すいません、大変お時間をお借りしまして、申しわけございません。先ほどちょっと私の説明が不足しておりましたので、ちょっと私のほうからもう一度説明させていただきます。一般会計からの繰入金といたしまして、基本的に大きく法定内繰り入れと法定外繰り入れというのがございます。法定内繰り入れという部分では、先ほどちょっと私が説明させていただきましたが、雨水管とかですね、あとは率があります。全体の事業費に対して何%繰り入れてもいいよというルールがございます。その部分については法定内という部分で、一般会計より繰り入れをさせていただいて、言うなれば公債費を返させていただいてるという。法定外についてはですね、本来使用料をもって賄っていかなければならぬというところですが、なかなかやはり使用料の部分が十分な金額ではまだ達してないという中から、法定外についても今まではですね、一般会計の繰出金をしていただいで対応していたというところがございます。

今回ですね、先ほど課長のほうの説明から言いましたように、使用料が見直しをした結果、増額になったという部分で、法定外の部分を使用料で賄えられたということで、今回法定外の部分についてはですね、1,100万円を一般会計のほうにお返しするというような形でこの補正を見させていただいてます。ですから基本的にはですね、法定内については引き続きですね、一般会計のほうから繰り出しをしていただくというような形は今までどおりとらせていただきたいなというふうに。ただ、これに伴いまして、まだまだ使用料という部分については

ですね、見直しが必要になってくるかなというふうに思っております。以上で  
ございます。

5 番 田 代 御回答ありがとうございます。今副町長が最後に、締め言葉が、法定外繰  
り入れ、ある程度利益が出たら一般会計のほうに戻していきたいという表現と、  
あともう一方で、やはり値上げ、何年かに一遍やっていかなければいけないと、  
そういうことも含んでるということですね。ちょっと歯切れが悪く、半々の表現  
だったというふうに感じております。数年前に産業厚生常任委員会でこの下水  
道料金の改定をするときに、都市部ですね、小田原市だとか市はもうしっかり  
した、ぎんがりやってますので、使用料がしっかりこれから償還できていく。  
何かあったときにも大丈夫な会計にしていくと。一方、郡部のは少し低く抑え  
てて、そこまで料金が行ってないんですよ。ですから正式、これからそのと  
きに出たのが、使用料もまた数年後に改定していかなきゃいけないという含み  
を残してましたのでね、それが今度町民からすると、また値上げかよというこ  
ともありますのでね。今回の法定繰り入れは、それは例外的な措置として私は  
わかります。理解します。ただ、これが今後も、使用料が出たらもう全部一般  
会計に吸い上げていくのではなくて、やはり健全な、下水道会計を目指した場  
合には、やはり繰越金、留保金が必要だと思います。その辺も含んだ中で運営  
をお願いします。これは最後は要望でございます。終わります。

6 番 井 上 副町長の説明はわかりました。でですね、担当のほうにちょっとお聞きした  
いんですけども。その場合に雨水管に対するですね、公債費の部分はですね、  
いいよという話ですけども、その部分の公債費の元利償還金がわかりました  
らお知らせ願いたいと思いますが、いかがでしょうか。

環境上下水道課長 すいません、今ちょっと資料のほうを整理しておりますので、お時間いただ  
ければと思います。すいません。

6 番 井 上 松田町ですね、中でほとんどが污水管で、雨水管というのはほんとわずか  
だだと思います。だからその中でですね、今回1,100万の財源補正をしているん  
でね、それがそれを超えているのかね。雨水管に対する元利償還金とのですね、  
対比が幾らなのかということを知りたいと思いましたが、それに対してです  
ね、わかればということで今質問をしているわけですけども。わからなけれ

ばですね、後ほどお知らせ願いたいと思います。

議 長 ほかにございますか。

環境上下水道課長 すいません、ちょっと手元の資料の中ではですね、すぐ汚水のための償還金の内訳がございませんので、もしお許しいただけるのであればお調べしてですね、後日ですね、改めてお知らせしたいなというふうに思っております。以上です。

議 長 よろしいでしょうか、それで。はい。

この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。質疑を打ち切ります。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し採決を行います。議案第12号令和元年度松田町下水道事業特別会計補正予算(第2号)について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立多数であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

議 長 お諮りします。本日の会議はこれで延会したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。したがって本日はこれで延会することに決定しました。なお、あす午前9時より本会議を開きますので、定刻までに御参集くださるようお願いいたします。またこの後、町民文化センターE S C O事業調査特別委員会を予定しております。委員長の指示に従って御参集ください。

本日は御苦労さまでした。

(11時58分)